

トラック運送業における適正取引推進 ガイドライン

平成 20 年 3 月 14 日

平成 27 年 2 月 12 日改訂

平成 29 年 8 月 4 日改訂

令和 2 年 4 月 21 日改訂

令和 3 年 11 月 24 日改訂

令和 4 年 12 月 26 日改訂

令和 7 年 12 月 11 日改訂

国 土 交 通 省

目 次

はじめに

第1章 トラック運送業における適正取引推進の必要性 1

1. トラック運送業において適正取引推進ガイドラインを策定する意義 1

第2章 取引上の問題点と望ましい取引形態 3

1. 運賃・料金の設定 3

2. 運賃・料金（代金）の減額 11

3. 運送内容の変更 16

4. 運送に係る附帯業務の提供 21

5. 荷待ち時間の改善 25

6. 書面の交付、作成、保存 30

7. 運賃・料金の支払遅延 33

8. 購入・利用強制の禁止 37

9. 報復措置の禁止 39

10. 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 40

11. その他 43

第3章 関連法規等 46

1. トラック運送業の適正取引の推進に関する法令等との関係性について 46

2. 独占禁止法及び取適法が対象とする取引 47

3. 荷主勧告制度 52

4. 荷主等への是正指導について 56

5. 自主行動計画について 59

6. 荷主にご協力いただきたい具体的取組例 62

はじめに

- トラック運送業は、国内貨物輸送の約5割を担っており、日本の生活・経済を支える重要な役割を果たしているが、低賃金・長時間労働などの厳しい労働環境により、近年、トラックドライバー（特に若年層）が不足しており、トラックドライバーの平均年齢も50歳に達しようという状況にある。
- このままでは近い将来、安全で良好なサービス品質により荷物を運ぶことが困難となり、人々の生活や経済活動にまで影響を及ぼすことになりかねない。そのような状況を避けるためには、トラックドライバーの賃金の上昇を前提とした取引条件の改善など、若い方がトラックドライバーに魅力を持てるような健全な労働環境に改善する必要がある。
- これまでのトラック運送業においては、取引上、荷主の方々が強い立場にあることなどから、例えば「燃料価格の高騰などによるコスト負担」、「運送以外の附帯業務にかかる対価」などについて、運賃・料金の交渉を行いたくても、以後の取引を断られることをおそれ、「価格交渉がうまくできない取引慣行」が存在しており、適正な取引ができていない環境にあったところ。
- 荷主、トラック運送事業者が、お互いに必要な費用などについて平等な立場で運賃・料金交渉ができる適正な取引条件に改善するためには、両者が手をとりあい、一体となって取り組んでいくことが重要である。荷主においても、本ガイドラインを積極的に活用し、業界全体で適正取引に向けた取組が推進されることが望ましい。



第1章 トラック運送業における適正取引推進の必要性

1. トラック運送業において適正取引推進ガイドラインを策定する意義

(1) 関係者間における問題認識、ルール等の共有化

- 荷主、元請事業者からの請負取引が、複数のトラック運送事業者にまで及ぶ多重取引構造の是正が課題となっているトラック運送業界の取引慣行において、顕在化している不適正な取引を排除していくためには、未然防止対策を含む適正取引のルールを関係者が遵守するとともに、望ましい取引形態についての知識を共有し、荷主、元請・中小受託事業者らが連携して導入促進を図ることが重要である。
- 一方で、規制緩和に伴い競争が激化する中で適正取引を推進していくためには、独占禁止法（「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成16年3月8日公正取引委員会告示第1号）（以下、「物流特殊指定」という。））及び中小受託取引適正化法（以下、「取適法」という。）の法適用対象外となる取引においても、法令と同等のルールについて遵守し、特に元請事業者においては、受託中小企業振興法（以下、「振興法」という。）に基づく振興基準を遵守するとともに、望ましい取引形態を業界全体で導入し、荷主、元請・中小受託事業者らが連携して積極的に取り組むことが必要である。

(2) 中小企業の成長力底上げ

- 我が国の経済成長を持続可能なものとするためには、成長の成果を中小企業にも浸透させ、中小企業の成長力の底上げを図ることが必要であり、中小受託事業者への優越的地位の濫用等が行われないよう、適正取引のルール化や望ましい取引形態について周知を図り、普及させていく必要がある。

(3) 荷主とのパートナーシップの推進

- トラック運送業が健全な事業運営を行いつつ、安全・環境対策の強化に対応していくためには、軽油価格を含めたコスト上昇分を荷主、元請事業者、中小受託事業者がパートナーシップの下で適切に分担していくことが必要である。また、適正取引の推進にあたっては、書面等による契約内容の明確化や着荷主を含めた協力による荷待ち時間の解消等も重要である。また、荷主、元請事業者がパートナーシップ構築宣言を行い、「発注者」側の立場から積極的にサプライチェーン全体の付加価値向上に取組んでいくことが求められる。

(4) 健全な競争環境の整備

- トラック運送業において、適正取引を推進していく前提条件として、少なくとも「正直者が損をしない」よう健全な競争環境を整備する必要があり、そのためには、輸送の安全に加え、社会保険加入等の貨物自動車運送事業法以外の他法令についてもコンプライアンスを徹底することが必要である。

第2章 取引上の問題点と望ましい取引形態

この章において取り扱う内容は、物流特殊指定、取適法、及び振興法のみならず、貨物自動車運送事業法に関することを含めたものにしている。

そのため、物流特殊指定、取適法又は振興法に係ることに限定される記載以外のものは、貨物の運送を依頼する者（荷主や元請など）を「運送委託者」、その委託を受ける者（実運送事業者など）を「運送受託者」とした。

1. 運賃・料金の設定



(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 個別の運送内容等を考慮せずに、一律一定率の引下げをして、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃にすること
- 運送委託者が、自らの目標額、予算等を基準として、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃に、一方的に設定すること
- 軽油価格の高騰、多頻度輸送、長距離輸送、荷待ち時間の発生等輸送条件が変化したにもかかわらず、それらを一切考慮しないで、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃に据え置くこと
- 特定の運送受託者を差別的に取り扱い、他の運送受託者の運賃を大幅に下回る運賃を設定すること
- 同種の運送役務について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃を設定すること

- 貨物の運送を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来の単価に据え置くことにより、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃を設定すること。
- 貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げるにより、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃を設定すること。
- 荷主から前年比〇%の運賃・料金の引下げ要請があったことを理由として、中小受託事業者と協議することなく、一方的に前年から〇%引き下げた単価により、通常支払われる運賃・料金を大幅に下回る額を設定すること。

(2) 関連法規の留意点

軽油価格高騰及び安全・環境対策の規制強化のコスト増について根拠を示して価格交渉しても、運送委託者に認められず、一方的に従来の運賃での運送が依頼されることがある。運送原価を考慮しない運賃設定は、運送受託者の利益を損ない、経営を圧迫するだけではなく、安全運行を阻害することにもなる。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主が、特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めることは、物流特殊指定第1項第3号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

さらに、①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法（優越的地位の濫用）上問題となることがある。

○ 取適法の留意点

取適法の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者が、発注に際して製造委託等代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の役務の提供に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買いたたき」に該当し、取適法に違反する。

また、委託事業者が、運送を委託するに当たって着時間指定や倉庫荷役等附帯業務を行わせる場合は、取適法第4条に基づき発注書面や又は電磁的方法による明示（以下「4条明示」という。）を行う際に、その旨記載し、これらの対価を含んだ製造委託等代金の額を中小受託事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

さらに、①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、取適法に違反するおそれがある。

○ 振興法の留意点

取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く対価の決定を行わないものとする。

[取引対価の協議に関する望ましくない事例]

- ① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ② 過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- ③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。

- ④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

○ 貨物自動車運送事業法の留意点

貨物自動車運送事業法では、他のトラック事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合、運賃・料金に対する事業改善命令や荷主勧告の発動要件となるおそれがある。また、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主等への是正指導の対象となりうる。

(3) 求められる取引慣行

- 運送受託者が、運送を請け負うに当たり条件（発着時間の指定、倉庫荷役等の附帯業務等）が設定される場合、あらかじめ具体的な内容について合意を取り交わし書面又は電磁的方法により明示しておくことが求められる。
- 荷主等から運送を請け負った運送受託者（元請）が、他のトラック運送事業者へ運送役務を再委託（利用運送）する場合、契約上の条件として再委託を制限する条項を設けるなど、実運送事業者を含めた他の運送受託者の健全な事業運営のための措置を講ずることが求められる。
- 運賃・料金を決定する場合、運送受託者は自社の人物費・燃料費・修繕費・車両償却費等運送に係る原価を把握したうえで見積書を提示し、運送委託者と運送受託者は双方の十分な協議によって運賃・料金設定することが求められる。
また、当該運送受託者から他の運送事業者に再委託する必要がある場合には、当該運送受託者は、再委託先の運送に要するコストの概算額を把握した上で、運送の申込みを行うことが求められる。
なお、原価計算にあたっては、P10コラム掲載の＜「原価計算の活用に向けて」リーフレット＞の活用も有効である。
- エネルギーコスト（燃料費）等の値上がりや、環境対策等のための規制強化に伴うコスト増に対応するため、今後の経営動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、運送委託者、運送受託者が十分に協議を行い、

合理的な運賃・料金を設定することが求められ、あらかじめ算定した手法等についても合意しておくことが求められる。

- 他のトラック運送事業者を利用運送する際の手数料を設定する場合には、運送委託者は直接の運送受託者だけでなく実運送事業者の輸送コスト等を十分に考慮した運賃・料金を運送受託者へ支払ったうえで、荷主へ別途請求する「利用運送手数料」を設定、収受することが求められる。

(4) 望ましい取引実例

＜原価計算に基づく運賃交渉を行った例＞

運賃交渉にあたり、漠然と「経営が厳しい」と申し出るのではなく、社内で比較的簡易に原価計算を行うことができる「原価計算マニュアル」を作成し、運送原価の上昇等の原価データ等を確認できる資料を提示して、運賃の協議を行うよう工夫している。

＜3PLにおける原価把握の例＞

運送、仕分け、梱包と一貫して物流を請け負う場合、それぞれの作業工程においての原価の把握を行い、運賃等の見直し要請については、配送ルートの見直しや各作業工程の合理化の範囲を明確にする工夫を行っている。

＜燃料サーチャージ制運賃の導入例＞

荷主と協議のうえ、軽油の基準価格を設定し、

[燃料サーチャージ額 =

キロ程 (km) ÷燃費 (km/ℓ) ×算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)]
を運賃とは別建てで上乗せしている。(実運送事業者に再委託する場合にも、軽油価格上昇分を転嫁した運賃設定としている。)

燃料サーチャージの計算にあたっては、次のように取組を実施した。

- ① 基準となる燃料価格、燃料価格の一定の変動幅とその算定上の上昇額及び使用車両の燃費を把握し、設定する。
- ② 距離制貸切運賃など、トラックの運賃体系に対応した燃料サーチャージの適用方法を決定する。
- ③ 燃料サーチャージの改定及び廃止する場合の条件を設定し、適用時に荷主に明示して協議している。

<荷待ち時間のデータを示し交渉を行った例>

全車両にG P S搭載のデジタルタコグラフを導入し、荷待ち時間の実態を把握し、客観的なデータを荷主に示すことにより荷待ち時間にかかる料金導入の協議を行うよう工夫している。

<積極的に交渉を行った例>

運送委託者のコンプライアンス意識の高まりのなかで、受託する役務内容を分類整理・見直しを実施し、新たに待機時間料や附帯業務料を別建てで設定した運賃・料金の見積もりを運送委託者に積極的に提案し、理解を得られている。

運賃と料金の別建て収受について

貨物自動車運送事業法第12条又は第24条に基づく書面において、**運送の役務の対価と運送の役務以外の役務の対価を別建てで記載する必要がある**ほか、行政通達（平成29年8月4日付国自貨第59号）により運賃及び料金を定義付けし、貨物自動車運送事業法第10条に基づく標準貨物自動車運送約款により運賃及び料金の区別を明確化しており、貨物自動車運送事業者は**運賃と料金を別建てで収受することとなっている**（次頁図参照）。

運賃及び料金について①

貨物自動車運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

貨物自動車運送事業における「料金」とは、(1)及び(2)の通りとする。

(1) 貨物自動車運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であつて以下①～③に掲げるもの。

①積込料及び取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物自動車運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

運賃と料金の別建て収受について

運賃及び料金について②

②待機時間料

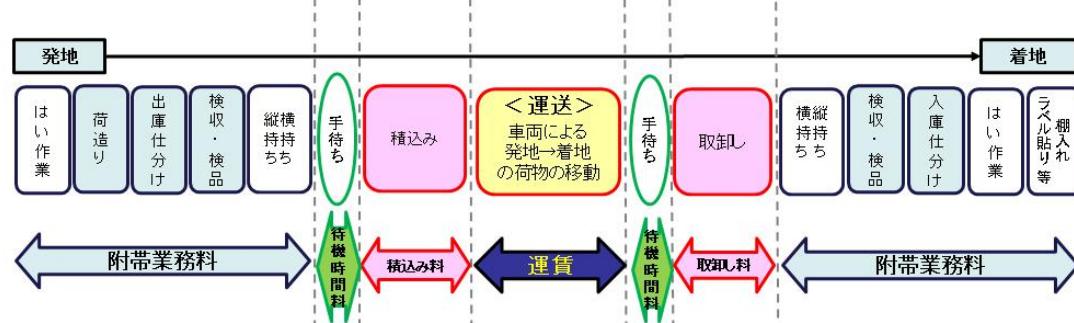
車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物自動車運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛け金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

(2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために収受するためのもの。

<運送役務の対価（運賃）及び運送役務以外の役務の対価（料金）の範囲>



原価計算について

トラック運送事業者が、荷主・元請運送事業者と価格交渉を行うにあたっては、燃料費、人件費等のコストに関する客観的なデータの提示や明確な**原価計算**を行い、自社が提示する価格の根拠を合理的に伝えることが必要です。

<「原価計算の活用に向けて」リーフレット>

原価計算の実施を促進するため、原価計算を実施する必要性・効果や手順について整理し紹介。

<https://www.mlit.go.jp/common/001185829.pdf>



2. 運賃・料金(代金)の減額



(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運賃・料金引下げの合意が得られた運送受託者に対し、運賃・料金引下げの合意日前に提供された運送役務についても新しい運賃をさかのぼって適用して代金を減額すること
- 「協力金」、「協賛金」、「値引き」、「手数料」等の名目により、既に提供された運送役務等の代金を減額すること
- 運送中の荷物が汚破損したことを理由に、荷主等から損失の補償を求められると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、代金から損害額を上回る一定額を差し引くこと
- 運送受託者が有料道路を利用しなければ、到着できない到着時間等の運送条件が設定された場合、運送委託者が有料道路利用料金を負担しないことにより、代金を減額すること
- 運送条件の変更を理由に、当初決められた運賃・料金算定の方法を変更することにより、代金を減額すること
- 無理な到着時間等の運送条件を設定することで、当該条件を遵守できなかったことを理由に、代金を減額すること
- 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと
- 毎月の代金の額の一定率相当額を割戻金として委託事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること

- 消費税・地方消費税額相当分を支払わぬことにより、代金を減額すること
- 1円以上の単位の切捨てにより、代金を減額すること
- 特定荷主が、取引先から製品等に係る代金を減額されたことを理由に、特定物流事業者に対する代金を減額すること
- 委託事業者が、荷主等から代金を減額されたことを理由に、中小受託事業者に対する製造委託等代金を減額すること

(2) 関連法規の留意点

委託事業者が発注時に決定した製造委託等代金を、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず発注後に減額することがある。このとき、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また発注後いつの時点で減額しても、代金減額となる。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主があらかじめ定めた代金の額を、特定物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず減額することは、物流特殊指定第1項第2号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者があらかじめ定めた代金の額を、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず減額した場合、取適法違反となる。また、中小受託事業者との合意があったとしても中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず減額した場合、取適法第5条第1項第3号の「製造委託等代金の減額」に該当し、取適法に違反する。

他に、元請運送事業者が、自ら請け負った運送を他の運送事業者に再委託し、運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補填を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、製造委託等代金から毀損額を上回る一定額を差し引くことも、取適法上の代金減額となる。

○ 貨物自動車運送事業法の留意点

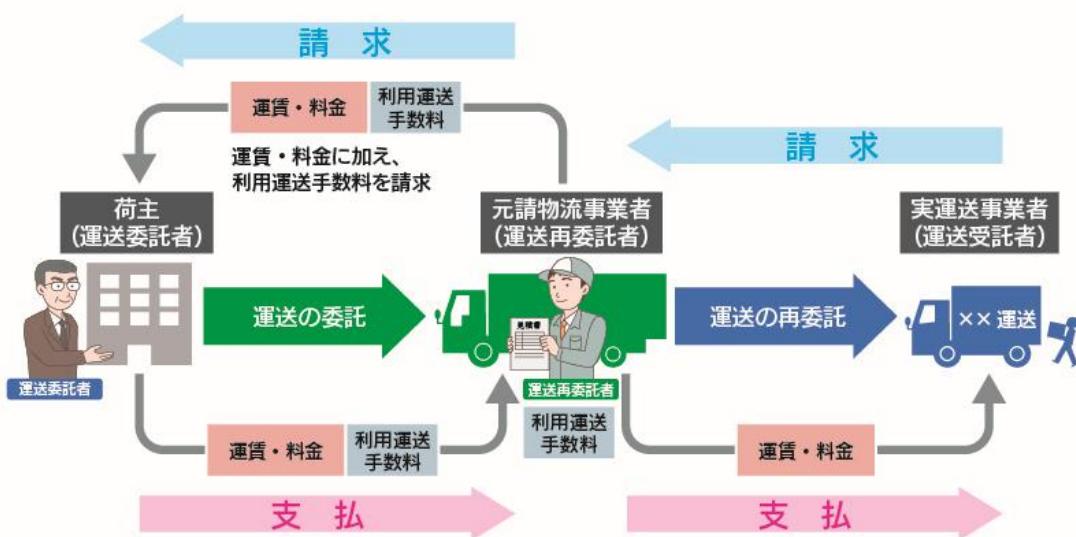
貨物自動車運送事業法においては、他のトラック運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合、運賃・料金に対する事業改善命令や荷主勧告の発動要件となるおそれがある。また、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主等への是正指導の対象となりうる。



(3) 求められる取引慣行

- 運送委託者と運送受託者は十分に協議を行い、運送の役務の内容及びその対価、附帯作業等の内容及びその対価、有料道路利用料や燃料サーチャージ等の貨物自動車運送事業法第12条又は第24条で記載が義務付けられている法定事項、支払条件(取適法では、法定の製造委託等代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項をすべて記載した書面又は電磁的方法により、中小受託事業者に対して明示することが義務付けられている。)、運賃・料金の適用方法、事故発生時の責任の所在と賠償内容など、あらかじめ具体的な内容について合意の上、書面を交付する(貨物自動車運送事業法第12条の場合は相互に)必要がある。
- 運送受託者が有料道路を利用した場合、運送委託者が有料道路の利用料金を負担する条件について、運送委託者と運送受託者は事前に十分な協議を行い、利用条件、費用の負担条件等を書面により明らかにしておく必要がある。
- 運送委託者から一方的な運賃減額の要請があった場合には、運送受託者は輸送コスト等を十分に考慮したうえで、運送委託者に運賃交渉することが求められる。また、その際には運送委託者は真摯に応じる必要がある。

- 運送委託者と運送受託者双方の効率化や品質の高い作業等の提案、運賃・料金及びその適用方法について双方の行き違いが生じないように十分な協議を行うことが求められる。
- トラック運送事業者が、荷主等から運送業務を引き受け、他のトラック運送事業者に再委託する場合には、当該トラック運送事業者は、荷主等から適正運賃を收受するよう努めるとともに、当該業務を別のトラック運送事業者に対して再委託する場合にあっては、荷主等から收受した運賃・料金から「委託手数料」を差し引くのではなく、收受した運賃・料金とは別に「利用運送手数料」として上乗せして請求することが求められる。



(4) 望ましい取引実例

<運送コスト削減に向けたデータを開示することで適切な運賃水準を実現した例>

運送コストの削減要請があった際、配送ルート、積合せの見直しなどの自助努力とともに、配達量の増加がコストダウンに寄与すると試算し、運送委託者に配達量の引き上げを要請した。自社で対応できる範囲を明確にし、それ以上の運賃の引き下げは原価割れを引き起こすとの説明をし、提示した試算に基づいてコストダウンを行った。

<原価計算に基づく運賃交渉をおこなった例>

原価計算を行い交渉した結果、適正価格で契約できた。

<運送委託者と運送受託者によるパートナーシップの例>

荷主の物流子会社が構築した共同配送システムを運送受託者が活用し、運送コストの把握が容易になり、システム構築した荷主の貨物だけでなく、他からも広く集貨することにより、輸送効率を飛躍的に向上させることに成功した。

定期的に運送委託者と作業品質向上の話し合いの場を設け、信頼関係を構築した結果、運賃の改善等につながった。

法令知識のない運送委託者の担当者の一存による一方的な運賃減額等については、運送委託者の管理職が知らないケースもあったため、管理職と交渉を行うようにした。

<有料道路の利用条件、利用料金の支払条件を書面交付して適切な費用負担を実施した例>

運送委託者は、運送受託者が有料道路を利用した場合、利用費用を運送委託者が負担する条件を協議して、具体的に書面により明らかにした。具体的な利用条件として、通常ルートで指定された到着時間に到着できないケース、運送委託者の指示によるケース等を明確にして、有料道路利用料金については実費負担をルール化した。

<社内の現場におけるチェック体制の整備>

運送委託者においては、各支店の現場スタッフが運賃減額をしていないかどうか、契約書のチェック、注文書、入金状況等定期的な監査を実施した。

また、取引の適正化に向けて、本社に運送受託者からの相談窓口を設置し、代金減額等がなされないように対応した。

<粘り強く交渉を行った例>

「協力値引き」という名目で運送代金総額の5%の協力金の要請が数年続いたが、要請のあった間、要請者に納得の行く説明を求めるなど、粘り強く交渉を行った結果、要請がなくなった。

3. 運送内容の変更



(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者の都合により、依頼した数量※（積載量等）の変更がなされ、それに伴い運送受託者に追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと
- 運送委託者の都合により、出発時間・到着時間が変更され、運送受託者に有料道路利用料金、運転者の人件費、待機時間料等の追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと
- 運送委託者の都合により、当初指定された出発地・到着地の急な変更がされ、運送受託者に人件費、燃料費等追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと
- 運送受託者に対して、発注元からの発注が取り消されたことを理由として発注を取り消したにもかかわらず、運送受託者が要した費用を負担しないこと
- 運送委託者、着荷主から運転者等に対し、直接運行の指示を行うこと

* 運送依頼する単位には、重量単位（t）、車単位（台）、体積単位（m³）等があり、個別の状況により判断する必要がある。

(2) 関連法規の留意点

当初大量貨物を集約しての配送を前提に見積をさせながら、実際には少量遠距離運送で、しかも一方的に見積時の低い運賃単価で運送を依頼することがある。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主が特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対して通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めることは、物流特殊指定第1項第3号に該当し、独占禁止法違反となるおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法の適用対象となる取引を行う場合、中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買いたたき」に該当し、取適法に違反する。

特定荷主（委託事業者）は、特定物流事業者（中小受託事業者）が特定荷主（委託事業者）の指定した場所まで運送したところ、①特定荷主（委託事業者）の発注ミスにより物品を再び持ち帰ることになったにもかかわらず、当該運送に要した費用を支払わないこと、②発荷主・着荷主の庫内での作業など運送とは関係のない労務作業を必要な費用を支払わずに行わせること、③委託した物品の運送とともに、別の物品の運送を必要な費用を支払わずに行わせることなどがある。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主が、特定物流事業者の運送等の内容を変更させ、又は運送等を行った後に運送等をやり直しさせることにより、特定物流事業者の利益を不当に害することは、物流特殊指定第1項第7号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法の適用対象となる取引を行う場合、発注後に費用を負担せず貨物量や配送ルートの変更を行うことにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法第5条第2項第3号の「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当し、取適法に違反する。

特定荷主（委託事業者）が4t車1台での運送依頼をし、実際に積み込み場所に行った時、1台では運送できない貨物量であったにもかかわらず、一方的に見積時の運賃で運送を行わせることがある。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、必要な費用を負担せずに当初の運送依頼の内容を変更させ、特定物流事業者の利益を不当に害することは、物流特殊指定第1項第7号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法等の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者がこのように必要な費用の負担をしない当初の運送依頼の内容変更は、取適法第5条第2項第3号の「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当し、取適法に違反する。

運送受託者は、運行の安全の確保を義務付けられており、その業務を行わせるために運行管理者を選任しなければならない。しかし、トラック運送事業者たる運送委託者が自ら直接、運送受託者へ運行に関する指示を行うことがある。

○ 貨物自動車運送事業法の留意点

トラック運送事業者は、貨物自動車運送事業法第15条第4項において、「輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない」とされており、トラック運送事業者自らが運行の安全の確保を図るべきである。

また、トラック運送事業者たる運送委託者が自ら直接、運送受託者へ運行に関する指示を行うことにより、輸送の安全を阻害する行為がみられた場合、貨物自動車運送事業法第15条や第21条の違反に該当するおそれがある。このため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主等への是正指導の対象となりうことや、最終的には貨物自動車運送事業法第65条に基づく「荷主への勧告」を行うこともあり得る。

(3) 求められる取引慣行

- 運送委託者は、見積時における見込み貨物量増減や配送ルート等が発注時に変更になったり、配送ルートを見直さなければならないような発着地変更などがあったりする場合は、運送受託者と十分な協議を行い、合理的な運賃・料金の再設定、合理的な追加的費用の負担をすることが求められる。
- 速度超過等輸送の安全を阻害するおそれがある到着時間の設定をしないよう、運行条件については十分な協議をすることが求められる。
- 運送委託者、運送受託者の双方は、定期的な会議を設ける等、実態及びそれに係る問題意識を共有し、双方で改善策を検討、実施することが求められる。



(4) 望ましい取引実例

<試行的な業務実施（トライアル）による見積の作成例>

貨物量の予測や配送ルートの合理的な設定が困難な場合、事前に運送委託者と運送受託者が協議を行い、運賃・料金の算定式を決めたうえで試行的な業務期間で必要な作業工数を積算し、適正な見積が出来る段階になって本契約を結ぶようにしている。

<安全運行のためのシステム導入例>

運行管理・配車システムを構築することで、運送の依頼内容が変更になった場合、迅速に対応できるようになったうえ、無理な運行依頼に対しては、運送委託者に対し逆に無理のない提案ができるようになった。

4. 運送に係る附帯業務の提供



(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者は、運送受託者の運転手等に依頼し、契約で定められていない業務（発荷主・着荷主の倉庫内荷役、ピッキング、仕分け、清掃、検査・検収、ラベル貼り等）について、無償で実施させること（契約外の無償による附帯業務）
- 運送受託者に対し、当該運送受託者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせること

(2) 関連法規の留意点

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主が、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害することは、物流特殊指定第1項第6号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法等の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者が、自己のために中小受託事業者に対して無償の労務提供を強要することにより、中小受

託事業者の利益を不当に害する行為は、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、取適法に違反する。

○ 貨物自動車運送事業法の留意点

運送契約において、契約に定められていない役務を無償で要求することは、運転手の拘束時間の長時間化を招き、過労運転の原因となり、安全運行を阻害する行為になる。この結果、輸送の安全の確保を阻害することとなる場合には、貨物自動車運送事業法第15条や第21条の違反に該当するおそれがある。また、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主等への是正指導の対象となりうることや、最終的には貨物自動車運送事業法第65条に基づく「荷主への勧告」を行うこともあり得る。

(3) 求められる取引慣行

○ 運送委託者と運送受託者との取引

運送委託者が運送受託者に対し、附帯業務を依頼する場合は、運送受託者の直接的利益となることを明らかにした上で、十分な協議を行ったパートナーシップを結び、運送行為に伴う附帯業務の役割分担と費用負担に関し、標準貨物自動車運送約款に基づき、あらかじめ明確に取り決めておくことが求められる。

○ 運送委託者、運送受託者双方が附帯サービスは無償であるという意識を変えていくことが求められる。



- 現場において運送委託者等から契約外作業の要請があった際には、運送受託者の担当者は管理職に報告し、双方の管理職同士で合意した上で当該要請について対応することが求められる。
- 契約にあたっては、標準貨物自動車運送約款に基づき、作業の範囲、役割分担、費用分担等を明確にし、双方が契約内容を確認した上で書面にて行うことが求められる。
- 運送委託者、運送受託者の双方は、定期的な会議を設ける等、実態及びそれに係る問題意識を共有し、双方で改善策を検討、実施することが求められる。

(4) 望ましい取引実例

＜パートナーシップによる適切な役割分担を行った例＞

運送委託者と協働して、現場における契約に基づかない附帯業務とリスク負担等について調査し、十分な協議を実施し、無償で提供してきた附帯業務についても、費用負担とリスク負担をそれぞれ書面に明記した。

定期的に運送委託者と話し合いの場を設け、無償で行っていた附帯業務について、運送委託者の直接的な利益になることを明示することにより、有償化または、運送委託者側で作業を行うこととなった。

現場において契約外作業の要請があった際には、現場で判断せず必ず会社に報告させ、双方の管理職同士で話し合いを行うことにより作業料金の発生の承諾又は作業を運送委託者側で行うかを決定することとした。

運送委託者に作業基準書を作成してもらい、それに双方が従い作業を行っていくことにより、事故が減少した。

＜附帯業務のサービスレベルの向上を図った例＞

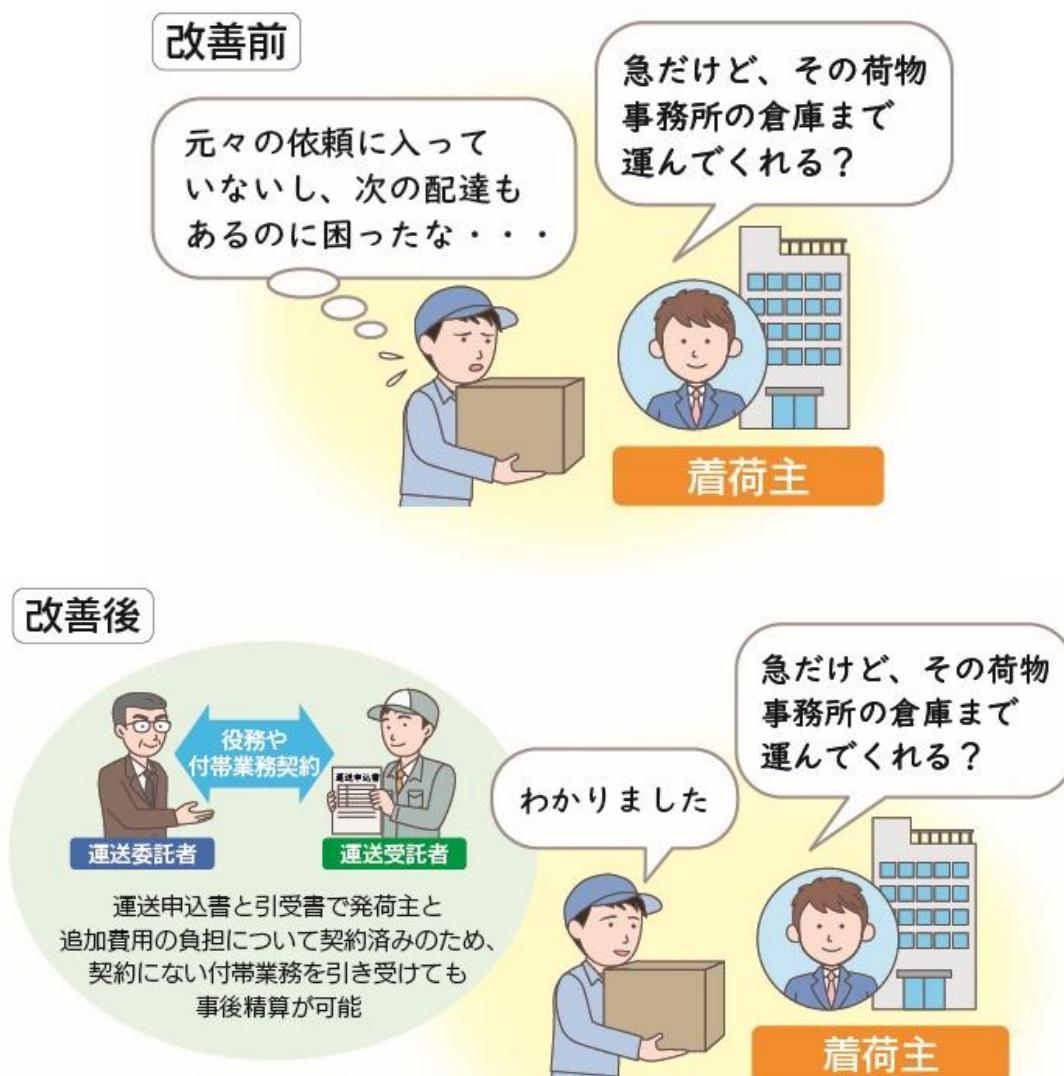
無償で提供してきた附帯業務について、運転手も積極的に研修等で技能を身につける等スキル及びサービスレベルの向上を図ることにより料金收受へつながった。

<コンプライアンスの高まりによる適切な役割分担を行った例>

運送委託者のコンプライアンスの高まりにより、附帯業務は作業料を払うか、運送委託者側が作業を行うか判断し、問題解決に向けて理解を示す状況もみられるため、新たに附帯業務を見込んだ運賃・料金表を作成し、荷主との交渉を行った結果、交渉が成立した。

<着荷主の指示による契約にない附帯業務の費用負担が改善された例>

運送役務や附帯業務の内容やその対価の收受については、標準貨物自動車運送約款の適用を含めて運送申込書と引受書上で明らかにしていたため、着荷主から契約にない附帯業務の依頼があり、実運送事業者が引き受けた場合でも、その追加的に発生した費用について適切に運送委託者との間で適切に事後精算することができた。



5. 荷待ち時間の改善



(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者が、運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握しているにもかかわらず、計画的な発注や積込等の対策を講じないこと
- 運送委託者の都合により、出発時刻・到着時刻が変更され、運送受託者に、待機時間料等の追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと
- 運送委託者の都合により、運送受託者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しないこと
- 運送委託者が、着荷主の都合により待機時間が発生しているにもかかわらず、待機時間発生の課題を特定せず、対策を講じないこと
- 着荷主の都合により、荷卸し時刻が変更され、運送受託者に追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと。

(2) 関連法規の留意点

特定荷主（委託事業者）が出発時刻を指定したにもかかわらず、特定荷主（委託事業者）の都合で積み込み時間が遅れた場合に、その荷待ち時間について必要な費用を負担しないことがある。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、必要な費用を負担せずに当初の運送依頼の内容を変更させ、特定物流事業者の利益を不当に害することは、物流特殊指定第1項第7号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法等の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者がこのように必要な費用の負担をしない当初の運送依頼の内容変更は、取適法第5条第2項第3号の「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当し、取適法に違反するおそれがある。

○ 貨物自動車運送事業法の留意点

トラック運送事業者は、貨物自動車運送事業法第15条第4項において、「輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない」とされており、トラック運送事業者自らが運行の安全の確保を図るべきであるが、荷主との連携・協力も重要である。

また、トラック運送事業者たる運送委託者が自ら直接、運送受託者へ運行に関する指示を行うことにより、輸送の安全を阻害する行為がみられた場合、貨物自動車運送事業法第15条や第21条の違反に該当するおそれがある。このため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主等への是正指導の対象となりうことや、最終的には貨物自動車運送事業法第65条に基づく「荷主への勧告」を行うこともあり得る。

(3) 求められる取引慣行

- 契約時に、見込まれる荷待ち時間を確認の上、待機時間料を設定しておくことが望ましい。
- 実際の運送で生じた荷待ち時間を記録し、当初見込んでいたより長い荷待ち時間が恒常に発生する場合には、実際に生じた時間の待機時間料を事後精算した上で、荷待ち時間削減対策について、運送委託者と協議することが望ましい。

※業務記録（乗務日報）における荷待ち・荷役時間等の記録について

業務記録（乗務日報・運転日報）における荷待ち時間、荷役時間、附帯作業等の記録義務の対象となる車両の範囲について、従来は、「車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラック」としていたものを、令和7年4月1日以降は、全車両へと拡大した。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）

この記録義務付け範囲の拡大により、実運送事業者はドライバーの荷待ち時間・荷役時間を記録することにより、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主や元請事業者から適正に收受する根拠となる。

- 積込み時間を指定した時、運送委託者の都合で荷待ち時間が発生した場合は、荷待ち時間を踏まえた合理的な積算と標準貨物自動車運送約款をはじめとする運送契約に基づき、運送委託者へ適切に費用請求することが求められる。
- 運送受託者は、運送委託者に対し荷待ち時間改善の申し入れを行うことが求められる。
また、申し入れを受けた運送委託者は、受付時間枠の設定や拡大を行い物流施設内の貨物の平準化を図ること及び貨物量に応じた物流施設の運営を目指すことが求められる。
- 運送委託者、運送受託者の双方は、取引内容等に関する定期的な会議を設ける等、荷待ち時間の実態及びそれに係る問題意識を共有し、双方で改善策を検討、実施することが求められる。
- 運送委託者（発荷主）は、着荷主先での荷待ち時間の実態把握、業務分析の実施、計画的な発注や取り卸及びブースの増設等への取組により、荷待ち時間削減を行うとともに、車両が敷地内で待機できる措置を講ずることや着荷主先での窓口の設置依頼を行うことが求められる。

(4) 望ましい取引実例

<安全運行のためのシステム導入例>

運行管理・配車システムを構築することで、運送の依頼内容が変更になった場合、迅速に対応できるようになったうえ、無理な運行依頼に対しては、運送委託者に対し逆に無理のない提案ができるようになった。

<予約システムの活用例>

従来は先着受付順のため運送委託者の倉庫へ入庫待ちをする必要があつたが、予約受付システムの導入により入庫時間の事前予約が可能となつたため荷待ち時間が大幅に改善した。

<パートナーシップによる適切な役割分担を行った例>

運送委託者と連絡を密にとり、ドライバーの出庫時間の調整を行った。

運送委託者と話し合い、積み込み時間や納品時間を調整することにより、荷待ち時間が短縮された。

物流施設のバースを大口と小口バースに分けてもらうことにより荷待ち時間が短縮された。

待ち時間の改善における着荷主の役割

サプライチェーン全体の最適化を進める上で、輸送の効率化は重要な課題であり、着荷主等においても、トラックの待ち時間の改善を進めることは大きな意義があります。

- 着荷主等においてもトラックの待ち時間を調査し、実態を把握するとともに、長時間の待ち時間が発生している施設、時間帯、状況等を特定し、分析・改善することが望ましい。
- 着荷主等は、運送受託者から待ち時間改善の申し入れがあった場合には、受付時間枠の設定や拡大を行い物流施設内の貨物の平準化を図ること及び貨物量に応じた物流施設の運営を目指すことが望ましい。
- 着荷主等、運送委託者、運送受託者は、定期的な会議を設ける等、待ち時間の実態及びそれに係る問題意識を共有し、双方で改善策を検討、実施することが望ましい。
- 着荷主先でも、積み込み時間等の調整を行える一元的な窓口を設置することが望ましい。

契約に含まれない附帯業務や
待ち時間が発生した場合の
取り決めをしておきましょう



運送委託者

運送受託者



附帯業務



待ち時間

6. 書面の交付、作成、保存



(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 特にスポット取引において、運送委託者が運送受託者に対して、電話による口頭のみによる運送依頼を行うこと
- 4条明示において、運賃・料金、支払期日、支払方法等の記載の不備があること
- 口頭による運送依頼の取引慣行により、「運賃・料金」「支払期日」「支払方法等」基本事項が不明確となっていること
- 契約が書面交付されていないので、責任の範囲が曖昧な状況となっていること
- 契約が書面交付されていても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面交付されていないこと

(2) 関連法規の留意点

トラック運送業の商慣行として、特にスポット取引の場合、電話による口頭のみの運送依頼が日常的に実施されており、契約書等の書面等を交付しないまま、お互いの信頼関係のみで取引を行い、個々の運送業務についても発注書面等を交付せず、口頭で発注しているケースや、基本契約書を締結している場合であっても、運送役務の内容を記載した発注書面等を交付していないケースがある。

さらに、契約書において「別途定めるものとする。」と記載しているだけで、「運賃表」や「単価表」を作成せず、覚書等でも取り決めていないものや、個々の発注書面等において運賃・料金、支払期日、支払方法等の基本的事項を記載していないものが存在する。また、代金の額について、具体的な金額の記載が困難な場合であっても、算定方法を記載できるにもかかわらず、その算定方法を記載しないものもある。

○取適法の留意点

取適法の適用対象となる取引を行う場合、製造委託等代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項をすべて記載した書面又は電磁的方法により明示（4条明示）しなければ、取適法第4条の「発注内容の明示義務」に違反する。

取適法第4条の発注内容等明示義務に違反した場合、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社も50万円以下の罰金が科されることとなる。

なお、中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による発注内容等の明示が可能であるが、電磁的方法による明示をした場合であっても書面の交付を求められた場合には、遅滞なく書面を交付しなければならない。

また、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は給付の内容、製造委託等代金の額等について記載した書類又は電磁的記録（7条書類）を作成し2年間保存する義務がある。

○貨物自動車運送事業法の留意点

貨物自動車運送事業法第12条において、荷主とトラック運送事業者は、運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及びその対価等の法定事項を記載した書面（当該契約の相手方の承諾を得て、電磁的方法により提供することも可能。以下同じ。）を相互に交付しなければならない。

また、貨物自動車運送事業法第24条において、トラック運送事業者が他のトラック運送事業に運送役務を再委託するときには、運送の役務の内容及びその対価等の法定事項（4条明示に記載した事項を除く。）を記載した書面を運送受託者に交付しなければならない。

さらに、取適法と貨物自動車運送事業法の両方が適用される取引における書面交付義務については、両法に基づく法定事項が記載されている限り

において、1通の書面で併用することが可能であり、当該1通の書面の保存義務については、貨物自動車運送事業法に基づき、1年間保存する義務がある一方で、取適法に基づき、2年間保存する義務がある。

なお、書面交付義務に罰則はないものの、貨物自動車運送事業者については貨物自動車運送事業法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性がある。また、荷主についてもトラック・物流Gメンによる是正指導の対象となる可能性がある。

(3) 求められる取引慣行

○ 運送委託者と運送受託者の取引

運送内容が曖昧な契約とならないよう、運送委託者と運送受託者の双方が十分に協議して、運送内容や運賃・料金、支払条件等について書面等による明示・交付を徹底し、保存する必要がある。

また、契約後も定期的に実態を把握し、契約内容と比較して契約内容と実態が乖離している場合は、そのデータをもって運送委託者と協議することが求められる。

(4) 望ましい取引実例

<継続取引における運送契約例>

継続して一定期間取引がある運送契約の場合、運送契約書を交わし運送内容及び運賃を詳細に定めた。

<事業拡大につながった例>

書面契約により契約内容を明確化することにより、運送以外の倉庫業務等も依頼され事業拡大につながった。

<スポット取引における発注例>

スポット取引の場合に一定のフォーマットを定め、貨物自動車運送事業法上の具体的記載事項を網羅したもので運送申込書ができるようにシステム化した。

<運送申込書に4条明示の事項を記載している例>

運送申込書に4条明示に記載すべき事項を示し、運送申込書に4条明示の機能を持たせている。

7. 運賃・料金の支払遅延

(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- あらかじめ定められた支払期日までに運賃・料金が支払われないこと
- 中小受託事業者との間で支払期日が定められていない場合に、その給付の受領日に運賃・料金を支払わないこと
- 請求書が提出されないこと等を理由として支払が遅延すること
- 中小受託事業者の運送役務が提供された日から、60日以内に定められた支払期日までに運賃・料金が支払われないこと
- スポット取引とスポット取引以外の継続的取引の支払制度を同一としたために、運送役務が提供された後60日以内に支払われないこと
- 支払日が金融機関の休業日に当たるときに、中小受託事業者から事前に書面で同意を得ずに翌営業日に支払を順延すること
- 運送委託者が、運送受託者に対して、手形を交付することによって運賃・料金を支払うこと
- 中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が運送役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて運賃・料金を支払うこと
- 荷主からの代金未払を理由として、委託事業者が支払を遅延すること

(2) 関係法規の留意点

あらかじめ定めた支払期日までに代金を全額支払わないことがある。また、運送委託者から收受する運賃・料金の支払方法が、手形払や支払期日までに運賃・料金の額に相当する額と引き換えることができない電子記録債権や一括決済方式等であることがある。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないことは、物流特殊指定第1項第1号により独占禁止法違反となるおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法においては、中小受託取引の性格から、支払期日を不当に遅く設定するおそれがあることから、中小受託事業者の利益を保護するために支払期日を定める義務が課せられている。具体的には、取適法第3条第1項により、運送の役務が提供された日を起算日として、起算日から60日以内の出来る限り短い期間内に支払期日を定めなければならないとされている。

また、支払期日が定められない場合は運送が実際に提供された日が支払期日であり、その支払期日までに製造委託等代金を全額支払わないことは、取適法第5条第1項第2号の「製造委託等代金の支払遅延」に該当し、取適法に違反する。

さらに、製造委託等代金の支払について、「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、取適法第5条第1項第2号の「製造委託等代金の支払遅延」に該当し、取適法に違反する。

また、製造委託等代金をその支払期日までに支払わなかったときは、取適法第6条の「遅延利息の支払義務」により、役務提供日から起算し60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、年率14.6%の遅延利息を支払わなければならない。

さらに、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を減じた場合には、起算日（減額した日又は運送した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日）から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払わなければならない。この遅延利息は、当事者間で合意して決めた利率に優先して適用される。

なお、取適法の適用対象となる取引を行う場合において、一定期間の運送契約を行い、その運送が連續して提供される場合には、次の要件を満たせば、月単位で設定された締切り対象期間の末日に当該役務が提供されたものとすることができます。この場合、締切り後60日（2か月）以内に製造委託等代金を支払わなくてはならない（例：月末締めの翌月払）。

- ① 支払は月単位で設定される締切り対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、4条明示に明記されていること
- ② 4条明示において、当該期間の製造委託等代金の額(算定方法も可)が明記されていること
- ③ 中小受託事業者が連續して提供する役務が同種であること
委託事業者は、中小受託事業者と継続的に取引しているということだけでこれらの要件を満たさない場合や、要件を満たさないスポット取引では、役務が提供された日から60日以内に代金を支払わなければならぬ。

(3) 求められる取引慣行

- 運送委託者は運送受託者の資金繰りについても留意し、両者の取引においては、現金払いかつ出来る限り短い期間内に支払期日を定めることが求められる。(取適法では、起算日から60日以内の出来る限り短い期間内に支払期日を定めなければならないとされている。)
- 運送受託者への代金の支払方法を改善するにあたり、荷主と元請事業者の取引で支払条件が改善されない結果、運送受託者への支払方法の改善が進まない場合、荷主と元請事業者は率先して支払条件を見直すことが求められる。
- 委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、支払期日を超える満期を設定した電子記録債権等の振出しをせずに、満期・決済日等が支払期日以前に到来するようにしている。

(4) 望ましい取引実例

<継続取引もスポットも同様の条件にしている例>

経理上の煩雑さを排除するために全ての支払を月末締め翌月末払にしている。

<社内監査制度の充実によりコンプライアンスを徹底している例>

一定周期で各営業所の監査を行い支払遅延等が発生していないか監査するとともに、物流特殊指定及び取適法の社員研修を行っている。

末端の従業員まで、独占禁止法、取適法について、教育を実施している。

8. 購入・利用強制の禁止

(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者が、運送受託者に対して自己の指定する物品（自社・委託会社・関係する会社等）の購入を強制すること
- 運送受託者に対して、発注担当者を通じて、運送受託者が必要としているにもかかわらず、自動車の購入を要請し、購入させること
- 運送委託者が、運送受託者に対して自己の指定する役務（自社・委託会社・関係する会社等が行っている損害保険代理店での自賠責、任意保険等の加入、その他サービス）の利用を強制すること

(2) 関連法規の留意点

指定する製品等を強制的に購入させたり、サービス等を強制的に利用させたりすることのほか、特定荷主（委託事業者）が強制ではなく任意に購入要請を依頼したと認識していても、特定物流事業者（運送受託者）にとっては、その依頼を拒否できないことがある。

○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主が、正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させることは、物流特殊指定第1項第4号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

○ 取適法の留意点

取適法の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者が、給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させることは、取適法第5条第1項第6号の「購入・利用強制」に該当し、取適法に違反する。

(3) 求められる取引慣行

運送取引において、運送委託者から商品購入やサービス利用の要請、目標値を提示した場合、運送受託者はそれを断れば運送取引に影響があるものと考えるため、要請を受け入れざるを得ないことがある。

そのため、運送委託者は給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、商品購入やサービス利用の要請をしないことが望まれる。

(4) 望ましい取引実例

<再委託先の運送受託者に対する購入要請をやめた例>

荷主から元請事業者に任意の購入要請があった場合、再委託先の運送受託者にも要請を行っていたが、そのような行為を一切取りやめた。

<運送委託者と運送受託者にメリットがある場合に限定した例>

運送委託者からの購入要請は、運送受託者に物品の運送を委託するに際し、当該運送が適切に行われるために合理的な必要性が認められる物品に限定した。また、運送受託者が当該要請を断ったとしても、何ら取引に影響しない仕組みとしている。

9. 報復措置の禁止

(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送受託者が取引の不適正事例について、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁に知らせたことを理由に、運送委託者が貨物量を減じたり、取引を停止したりすること
- 特定物流事業者が物流特殊指定に違反する行為に係る事項の要求を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して、貨物量を減じたり、取引を停止したりすること

(2) 関連法規の留意点

○ 物流特殊指定の留意点

公正取引委員会に知らせたことを理由に不利益な取扱いをすることは、物流特殊指定第2項に該当し、物流特殊指定に違反する行為の要求に対する拒否を理由に不利益な取扱いをすることは、物流特殊指定第1項第8号に該当し、独占禁止法に違反するおそれがある。

○ 取適法の留意点

公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省（トラック・物流Gメン）等の事業所管省庁に知らせたことを理由に不利益な取扱いをすることは、取適法第5条第1項第7号の「報復措置」に該当し、取適法に違反する。

(3) 求められる取引慣行

法令違反の情報提供に対する報復措置は、個々の運送受託者の経営とトラック運送業全体の健全性を阻害する行為である。不適正取引が行われた場合には、公正取引委員会及び中小企業庁だけでなく、国土交通省（トラック・物流Gメン）等の事業所管省庁に相談をすることが望まれる。

10. 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

(1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送受託者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な運賃・料金の引き上げ額を提示して運賃・料金の引き上げを求めたにもかかわらず、荷主が協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を取引額とすること
- 運送受託者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な運賃・料金の引き上げ額を提示して運賃・料金の引き上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の運賃額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を取引額とすること
- 荷主からの運賃・料金引き下げ要求に関し、その理由に関する説明を求めるのに対し、要求に応じない場合には取引量を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の運賃・料金額から引き下げた額を運賃・料金額と定めること



(2) 関連法規の留意点

○ 物流特殊指定の留意点

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、一方的に取引価格を据え置くことは、独占禁止法（優越的地位の濫用）上問題となることがある。

○ 取適法の留意点

取適法の適用対象となる取引を行う場合、中小受託事業者のコストの変動等が生じたときに、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせずに、一方的に製造委託等代金を定めることにより、中小受託事業者の利益を不当に害する場合、取適法違反となる。

○ 振興法の留意点

取引の対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わないものとする。

(3) 求められる取引慣行

○ 運賃・料金を決定する場合、運送受託者は自社の人工費・燃料費・修繕費・車両償却費等運送に係る原価を把握したうえで見積書を提示し、運送委託者と運送受託者双方の十分な協議によって運送契約することが求められる。

さらに、運送引受にあたっては、運送の役務と取卸しや附帯作業等の役務の範囲、役割分担、精算条件等を明確にし、双方が契約内容を確認した上で履行することが求められる。

- 基本契約に基づき定めた運賃について、軽油価格の上昇・下落によるコストの増減分について、その都度基本契約の見直しを行うことは事務が煩雑になるため、運送委託者と運送受託者双方で十分な協議を行い、コストの増減分を別建ての運賃として設定する燃料サーチャージ制を導入することで、持続可能な取引関係を構築することが求められる。

11. その他

(1) 労働環境の改善を阻害する取引慣行の改善

- 運送委託者は、自らの取引に起因して、運送受託者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。
- 運送委託者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、運送受託者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。
- 運送委託者による働き方改革の運送受託者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、運送委託者は、運送受託者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、運送受託者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないものとする。

[運送委託者による運送受託者へのしわ寄せや不利益となる事例]

- ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な条件変更
- ② 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした減額
- ③ 運送委託者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した支払遅延
- ④ 運送委託者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や附帯作業の要請
- ⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥ 納期や委託期間の過度な特定時期への集中

- 運送委託者は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主の配慮義務、荷主への勧告制度の拡充、違反原因行為をしている疑いのある荷主に対するトラック・物流Gメンの是正指導等の内容について十分に把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をする。

（2）自然現象による災害等への対応に係る留意点

○ 自然現象による災害等への備えに係る留意点

運送委託者と運送受託者は、自然現象による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されるとのないよう、連携して事業継続計画（B C P：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（B C M：B C P等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

○ 天災等が発生した場合に係る留意点

① 運送受託者が留意する事項

イ. 天災等、運送委託者、運送受託者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、運送受託者は、その事実の発生後、速やかに運送委託者に通知するよう努める。

② 運送委託者が留意する事項

イ. 天災等による運送受託者の被害状況を確認しつつ、運送受託者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意する。また、天災等により運送受託者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で輸送を強要した場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2の規定に基づく是正指導等の対象となることに留意するとともに、輸送依頼の抑制や納期の変更に努める。

ロ. 天災等によって影響を受けた運送受託者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。

【異常気象時における措置の目安】

異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す市町への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討するべき
	20～30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送することは適切ではない
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・風雪等)時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

（3）取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

- 中小受託事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出しができない場合も多い。委託事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、中小受託事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、中小受託事業者が申し出しやすい環境の整備に努めるものとし、価格交渉促進月間の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。
- 委託事業者は、価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、中小受託事業者から価格交渉を求められた場合には、定期的な協議以外の時期であっても、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じることとする。
- 委託事業者は、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に中小受託事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第3章 関係法規等

1. トラック運送業の適正取引の推進に関する法令等と本ガイドラインとの関係性について

トラック運送業における適正取引の推進を図るには、荷主・トラック事業者の双方が関係法令等を遵守することに加え、例えば、取適法適用外の取引についても同様のルールを課すことや、委託次数の制限などの「業界の自主的な取組」について、率先して取り組んで行くことが求められる。

【関係法令】



【ガイドライン等】

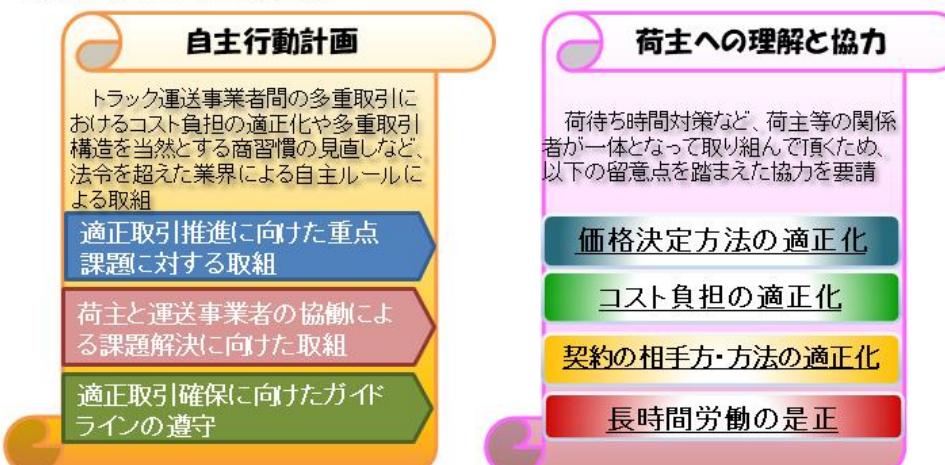
- 法令遵守に加え、適正取引推進に向けたより望ましい取引の推奨

トラック運送業における 適正取引推進ガイドライン

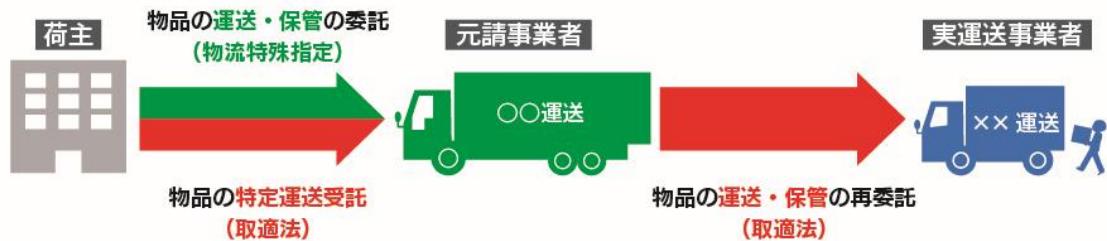
トラック運送業における 燃料サーチャージ緊急ガイドライン

更なる適正取引推進に
向けた自主的取組

【業界の自主的な取組等】



2. 独占禁止法及び取適法が対象とする取引



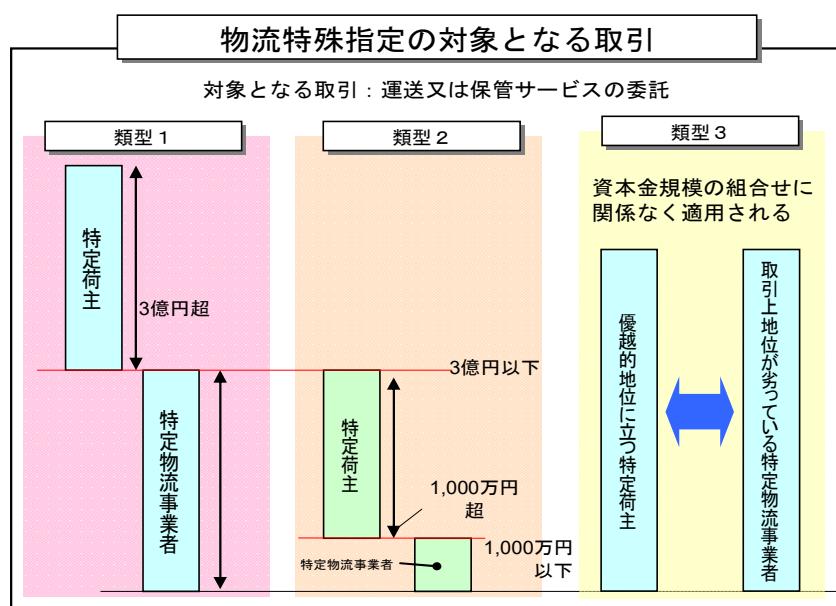
(1) 特定荷主と特定物流事業者との取引

荷主がユーザーとして運送業者等に委託を行う役務の委託取引については、物流特殊指定が適用される。対象となる取引については、規制される事業者の資本金の組合せ（類型 1、2）のほか、優越的地位にある事業者との取引も対象（類型 3）としている。

○ 物流特殊指定の対象となる取引

以下の①及び②の2つの条件を満たす取引が対象となる。

- ① 荷主から委託されている取引の内容が、運送サービス又は倉庫における保管サービスであること。
- ② 荷主と物流事業者の資本金額(出資金額)等が下図の関係にあること。



なお、物流特殊指定では、特定荷主と特定物流事業者の取引を対象とし、上記の取引対象に係る発注者を「特定荷主」、受注者を「特定物流事業者」とする。

○ 荷主の子会社の取扱いについて

荷主が、自社の物流子会社を通じて運送サービス又は倉庫における保管サービスを委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされる（この場合の資本金額は、委託会社である荷主の資本金額で判断される）。

一方、物流子会社であっても、委託会社でない荷主等から運送業務を受注した場合には、物流特殊指定の特定荷主とならない。

○ 優越的地位について

取引の一方の当事者（甲）が他方の当事者（乙）に対し取引上優越した地位にある場合とは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、取引先変更の可能性、取引対象商品の需給関係等を総合的に考慮するとされている。

○ 優越的地位の濫用規制

優越的地位の濫用規制は、取引上優越した地位にある事業者が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止している。

優越的地位の濫用に該当し違反となるかどうかは、3つの要素から判断される。

① 「優越的地位」とは、以下の事項を総合的に考慮する。

イ. 取引の相手方の行為者に対する取引依存度

ロ. 行為者の市場における地位

ハ. 取引の相手方にとっての取引先変更の可能性

ニ. その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事實

② 「正常な商慣習に照らして不当に」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

③「濫用行為」とは、以下の行為をいう。

- イ. 購入・利用強制、ロ. 協賛金等の負担の要請、ハ. 従業員等の派遣の要請、ニ. その他経済上の利益の提供の要請、ホ. 受領拒否、ヘ. 返品、ト. 支払遅延、チ. 減額、リ. 取引の対価の一方的決定、ヌ. やり直しの要請、ル. その他

(2) 委託事業者と中小受託事業者間の取引

取適法では、対象取引を委託事業者及び中小受託事業者の資本金の額又は従業員数と、取引の内容によって決めており、荷主が運送事業者に運送を委託した場合(特定運送委託)や委託事業者が受託した運送等の役務提供を中小受託事業者に再委託する場合を規制の対象としている。

また、いわゆるみなし適用規定により、一定の要件を満たす場合は、委託事業者の子会社等が行う役務提供委託取引についても、この子会社等を委託事業者とみなすこと(みなし委託事業者)で規制の対象としている。

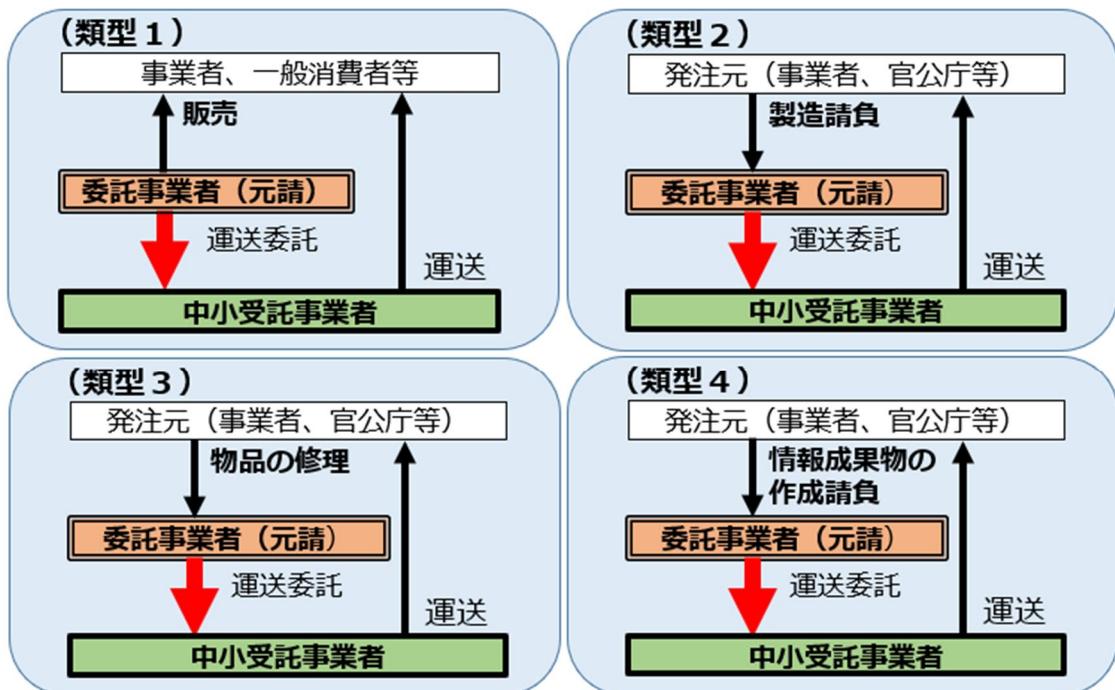
さらに、取適法に規定された資本金基準や従業員基準を満たさない場合であっても、独占禁止法に規定する優越的地位が認められる場合もあるところ、本ガイドラインではこうした取引も対象としている。

■ 製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託^{*1}、特定運送委託



○ 特定運送委託について

委託事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送を他の中小受託事業者に委託すること。（4類型）



○ みなし適用規定について

委託取引が取適法の対象となる場合、資本金が3億円（又は1千万円）以下の子会社等を設立し、この子会社が発注者となって運送委託を行う場合、下記の2つの要件を共に満たせば、その子会社等が委託事業者とみなされ（みなし委託事業者）、取適法が適用される。

- ① 委託会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、委託会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が委託会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が委託会社に支配されている場合）。
- ② 委託会社からの受託取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、委託会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合。）。

(3) 参考

①物流特殊指定のパンフレット

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/buttokupanfu.pdf

②取適法のパンフレット

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

③物流特殊指定や取適法の内容を説明した動画

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

3. 荷主勧告制度

- 荷主勧告制度は、トラック事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が荷主に対し違反行為の再発防止のための措置を執るべきことを勧告するもの（貨物自動車運送事業法第65条）で、勧告を行った場合には荷主名を公表することとしている。
- ◆ 荷主が事業者に対する優越的な地位や継続的な取引等を利用して次のような行為を行ったことが事業者の法令違反行為につながった場合には、当該荷主に対して勧告を行う。

(荷主の主体的な関与の具体例)

① 非合理的な到着時刻の設定

(例) 発着時刻や積込み取卸し時間、距離・運行経路等を勘案した結果、荷主の指示・意向により設定された到着時刻が、トラック事業者の法令違反行為によらなければ間に合わない時刻である場合。

② やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

(例) 予想し得ない交通渋滞の発生等やむを得ない事情による運送の遅延に關し理由の如何を問わないペナルティが設定されていた場合。

③ 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼

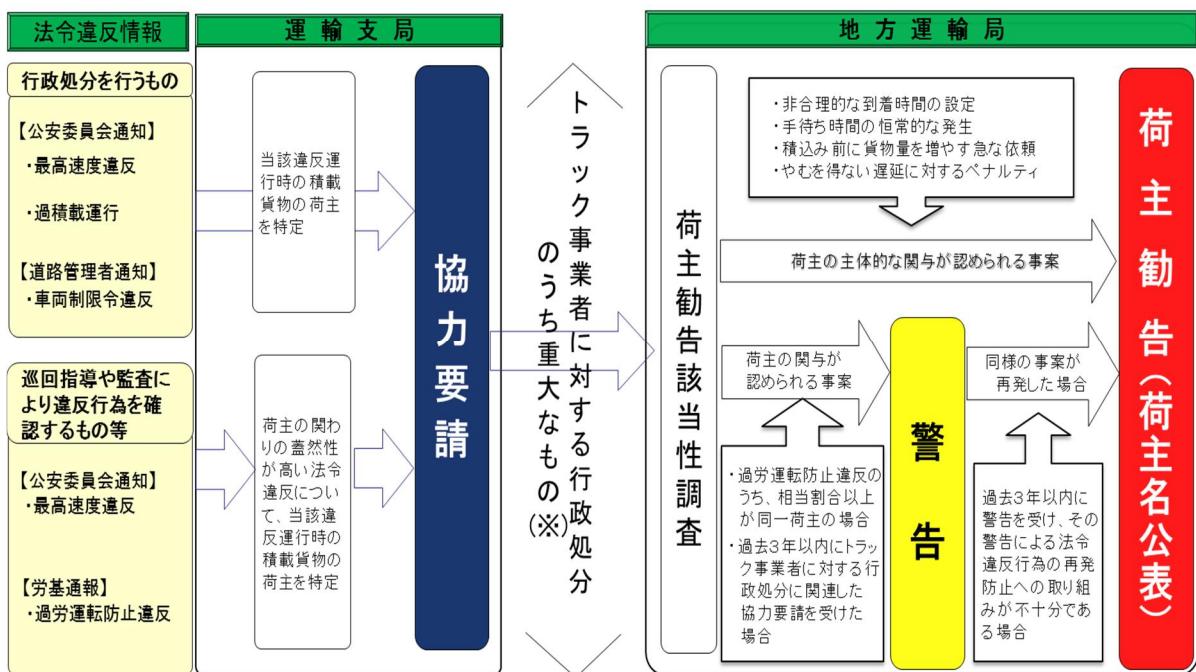
(例) 過積載運行の原因が、積込み直前に荷主から貨物量を増やすよう急に指示され、過積載となることを認識しつつ荷主から取引解消を示唆されるなど断り切れなかつたことによるものである場合。

④ 荷待ち時間の恒常的な発生

(例) 過労運転防止違反の原因が、荷主の管理下にある荷捌き場における荷待ち時間の恒常的な発生によるものであることが「荷待ち時間記録」等により確認され、かつ、トラック事業者から荷主に対し改善を要請しているにもかかわらず、社会通念上行われるべき改善措置が取られていない場合。

⑤ その他トラック事業者の法令違反行為の原因となる行為

上記（例）のほか、トラック事業者の法令違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められる場合。



※ 行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。

改善基準告示について①

トラック運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示第7号)が定められている。 トラック運転者の労働時間が告示で定められた基準内に抑えられるよう、運送受託者及び運送委託者双方の配慮が必要である。

●拘束時間（労働時間と休憩時間）

- 1日当たり13時間以内とすることとし、延長する場合でも15時間までとすること

【例外】1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間にについて2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができます。

※14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

- 年間の総拘束時間が3,300時間、かつ、

1か月の総拘束時間が284時間を超えないものとする。

【例外】労使協定の締結により、年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲において、1か月の拘束時間を310時間まで延長可。

この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

●休憩期間

- 勤務終了後、継続11時間以上とえるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

【例外】ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送（※1）であり、かつ、一の運行（※2）における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間にについて2回に限り、継続8時間以上とすることができます。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休憩期間を与えるものとする（※3）。

※1 一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。

※2 自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。

※3 一の運行における休憩期間のいずれかが9時間を下回る場合には、当該一の運行終了後、継続12時間以上の休憩期間を与えるものとする。

改善基準告示について②

●運転時間

- 2日を平均して1日当たり9時間を超えないこと

※ 1週間の運転時間は、2週間ごとの平均で44時間を超えないこと

●連続運転時間

- 4時間を超えないこと

当該運転時間の中斷は、原則休憩とする。

※連続運転時間＝1回が概ね連続10分以上で、かつ合計が30分以上の運転の中斷をすることなく連続して運転する時間をいう。

【例外】サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できることにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延長することができるものとする。

●休日労働の限度

- 休日労働は2週間に1回まで

トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント

https://www.mhlw.go.jp/content/2023_Pamphlet_T.pdf

4. 荷主等への是正指導について（貨物自動車運送事業法附則第1条の2）

- トラック運送事業を持続可能なものとするためには、荷主・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃・料金の収受等により、トラックドライバーの労働条件を改善することが急務である。
- このため、恒常的な長時間の荷待ちなど違反原因行為をしている疑いのある荷主・元請事業者に対しては、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づき「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」等の是正指導を実施している。
- しかしながら、依然として荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていないことから、令和5年7月に国土交通省職員から構成される「トラックGメン」を創設し、さらに令和6年1月には、物流産業全体の取引適正化を図るため、「トラック・物流Gメン」へ改組し、情報収集体制を拡充した。
- 令和7年10月には、荷主や元請事業者等への是正指導の透明性や公平性を確保するため、行政手続法第36条に基づく行政指導指針として「貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への是正指導指針」（指針）を定めた。

◆ 指針における荷主の定義

荷主は、法第2条第8項及び法第64条に定める以下の者をいう。

- ① 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者
- ② 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者から受け取る者（他人のために貨物を受け取る者を除き、その者に受け取らせる者を含む。）（①に掲げる者を除く。）
- ③ 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者に引き渡す者（他人のために貨物を引き渡す者を除き、その者に引き渡させる者を含む。）（①に掲げる者を除く。）
- ④ ①に掲げる者が貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。）で

ある場合にあっては、当該貨物 利用運送事業者に運送の委託をした者（その者に委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）をした者を含む。）

- ⑤ 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者から 受け取る者であって、他人のために当該貨物を受け取るもの
- ⑥ 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者に引き渡す者であって、他人のために当該貨物を引き渡すもの

◆ 指針における違反原因行為の種別

- ① 長時間の荷待ち（1時間以上の荷待ち（荷待ちのみで把握していない場合は2時間以上の荷待ち・荷役等）が恒常に発生している場合）
- ② 契約にない附帯業務（契約にない附帯業務であって、附帯業務の対価について合意がなされていない場合）
- ③ 運賃・料金の不当な据置き（運賃・料金交渉を申し出たにもかかわらず正当な理由なく交渉に応じない場合や運賃・料金交渉において、根拠を示して交渉したにもかかわらず、貨物自動車運送事業者が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行わず運賃・料金の水準を据置く又は運賃・料金の水準を一方的に決定する場合）
- ④ 過積載運送の指示・容認（荷主が過積載運送（過積載のおそれを含む。）となることを知りながら、積載の指示又は容認を行った場合）
- ⑤ 異常気象時の運送依頼（異常気象時において、貨物自動車運送事業者又はその運行管理者が輸送の中止を判断し、荷主へその判断に至った理由等を報告したにもかかわらず、荷主に運送を強要された場合）
- ⑥ その他、無理な運送依頼（荷主からの指示又は非協力により、貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することを困難にさせる行為であって、他の違反原因行為に該当しないもの）

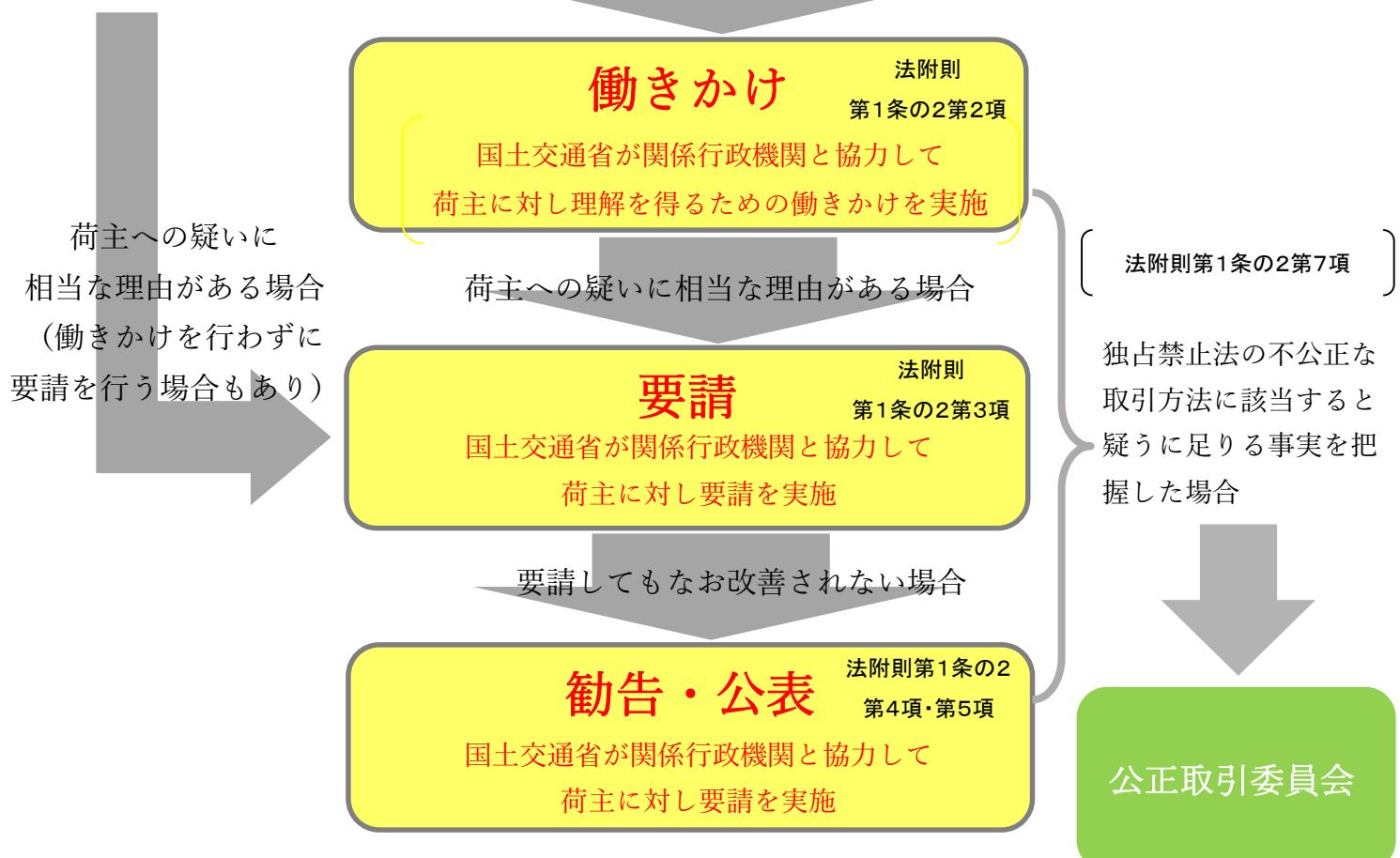
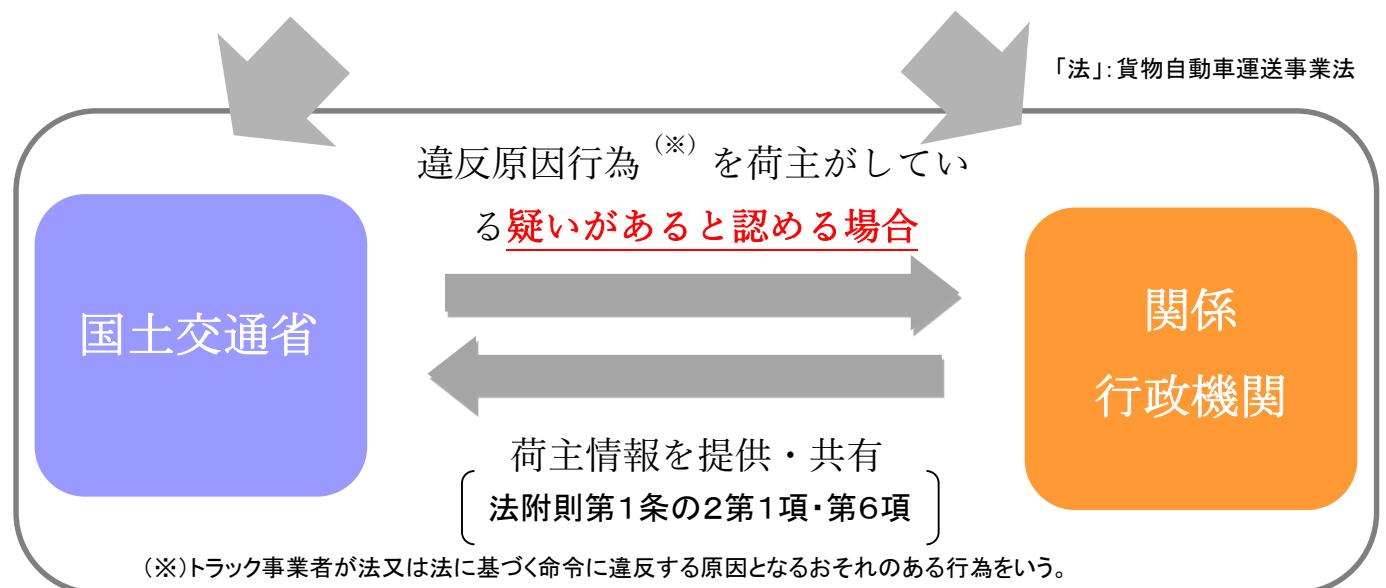
◆ 是正指導の種別

- ① 働きかけ
法附則第1条の2第2項に定める措置であって、荷主が違反原因行為をしている疑いがある場合において、貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解と協力を求め、違反原因行為の自主的な確認と改善を促すものをいう。
- ② 要請
法附則第1条の2第3項に定める措置であって、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認める場合において、当該荷主に対し、違反原因行為をしないように要請するものをいう。

③ 勧告

法附則第1条の2第4項に定める措置であって、②の要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる場合において、当該荷主に対し、違反原因行為をしないように勧告するものをいう。

トラック物流・Gメンが収集した荷主や元請事業者等に関する情報



5. 自主行動計画について

(公社) 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会においては、荷主との取引だけでなく、多層取引構造など元請から実運送事業者に至るまでの運送事業者間の取引条件の改善に向けた取組みを進めることを目的に、平成29年3月、「トラック運送業の適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」を策定した。

適正取引推進の観点から、本計画に基づく取組事項が、業界全体の標準的なルールとなることが望まれる。



自主行動計画における重点課題に対する主な取組事項

適正取引推進に向けた重点課題に対する取組

1. コスト負担の適正化に関する取組事項

- 中小受託運送事業者との取引における附帯作業料、車両留置料、燃料上昇分、高速道路料金等、その他のコスト負担について費用負担を明確にし、書面を交付する。
- 中小受託運送事業者が適正運賃・料金を收受できるよう、荷主に対して必要コスト負担について申入れ、運送・取引条件の見直し提案などの協議を実施する。

2. 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

- 中小受託運送事業者とは、運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件について十分な協議を実施する。
- 燃料サーチャージ、高速道路料金、フェリー利用料金等については、実運送事業者が收受すべきものであるため、自社が運送を委託した中小受託運送事業者から実運送事業者への支払いが確実になされているかを、書面等により明確になっているか等により確認する。

3. 契約書面の交付に関する取組事項

- 中小受託運送事業者との取引では、貨物自動車運送事業法第二十四条に基づき書面を交付する。また、中小受託運送事業者からは運送引受書を受理する。
- 荷主との取引では、貨物自動車運送事業法第十二条に基づき、相互に書面を交付する。
- 実態と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施する。

4. 支払い条件の適正化に関する取組事項

- 中小受託運送事業者への運賃・料金の代金支払いについては、可能な限り現金払いとする。また、当該運送をした日から起算して60日以内において定める支払期日までに、委託代金を支払うことを徹底する。
- 支払方法について、中小受託運送事業者に対して、サイトが短い決済手段（現金振込）へ切り替えるか、電子的決済手段（電子記録債権等）へ切り替えをしていく。
- 一括決済方式 及び電子記録債権で代金支払いする際の手数料の等コストについて、中小受託運送事業者の負担とすることがないよう、代金に相当する金銭の全額を中小受託運送事業者が得ることとし、運賃・料金の代金額を十分な協議を踏まえ決定する。

自主行動計画における重点課題に対する主な取組事項

荷主と中小受託運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

1. 多層化取引に係る取引適正化に関する取組事項

- 「元請責任」として、現場における運送・取引条件が変更となった場合の運賃・料金の変更協議、必要コストの負担、改善基準告示の遵守に向けた協力等、元請事業者として求められる方策に取り組む。
- 中小受託運送事業者の選定に当たり、安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得等の安全性、貨物自動車運送事業法、取適法、労働基準法、改善基準告示等の関係法令の遵守状況、社会保険の加入状況、交通事故発生件数等について把握し、評価のうえ、取引先を選定する。
- 適正取引確保や安全義務の観点から、**元請事業者として実運送体制管理簿を作成し、実運送事業者までの取引構造を把握した上で、全ての取引について、原則、2次受託までに制限する。（荷主→元請→1次受託→2次受託）**
- 改善基準告示違反の可能性があることを理由に、自社運行せずに**中小受託運送事業者**に対して運送依頼することを禁止する。

2. 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組事項

- 荷主からの運送依頼を受ける時点で、**改善基準告示を遵守できるかどうか確認**するとともに、**改善基準告示の遵守に向けた措置**を講じる。
- 改善基準告示を遵守できない事例**が確認された場合には、中小受託運送事業者と原因分析、改善策の検討を行い、その結果を踏まえ発着荷主との協議を実施する。

3. 生産性向上（付加価値向上）に関する取組事項

- 実運送事業者における運送時間、附帯作業時間、待機時間等を分析し、業務における問題・課題を明らかにするなどして、**生産性向上**に向けた改善活動を継続して実施する。
- 運送・取引条件を決定する権限のある荷主を特定し、生産性向上に向けた役割分担を明確にしながら、パートナーシップを基盤に改善活動に取り組む。

4. 自然現象による災害等への対応に関する取組事項

- 災害等によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、**中小受託事業者と連携してBCPの策定やBCMの実施**に努める。

5. 取引上の問題を申し出しあやすい環境整備に関する取組事項

- 中小受託運送事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、**申し出しあやすい環境の整備**に努める。価格交渉月間の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行う。
- 労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分**の価格協議に、**定期的な協議以外の時期**であっても遅滞なく応じる。

6. 荷主にご協力いただきたい具体的取組例

○荷主にご協力いただきたい具体的取組例

○発荷主に協力いただきたい取組例

価格決定方法の適正化

- 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- トラック運送事業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

コスト負担の適正化

- 仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等(着荷主都合も含む)、**運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化**

契約の相手方・方法の適正化(別紙参照)

- 契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険等の加入等、法令遵守状況の確認
- 運送契約締結に当たっては書面を交付し、附帯業務料や荷待ち待機料(着荷主都合も含む)、高速道路料金等の支払いルールについて明記

長時間労働の削減

- 荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等) 等
- トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

○着荷主に協力いただきたい取組例

コスト負担の適正化

- 着荷主においても、契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと
- 着荷主の都合による荷待ち待機や附帯業務に関する費用の負担について、発荷主と着荷主との間の契約において明確化
- 着荷主においても、自社の都合によりトラック運送事業者を長時間待機させない。
- やむを得ず待機させる場合においてはその分の人件費が発生することから、**発荷主と着荷主との間の契約における適切な費用負担**について配慮すること
- 過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、**可能な範囲内で効率的な発注**について配慮すること

長時間労働の削減

- 荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等) 等
- トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

【別紙】運送契約時コンプライアンスチェックシート

運送事業者名:		(営業所名:)
住所: 〒		保有車両数: 台
営業所総従業員数: 人		うち運転者数: 人
安全性優良事業所「G」マーク認定の有無: 有り · 無し		
(認定年: 、 更新回数 回)		
※(公社)全日本トラック協会が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定制度		
◎安全性優良事業所「G」マーク認定「有り」の事業者については、以下の1~4の項目についてコンプライアンスを満たしているとみなせるため確認不要		
1. 運行管理者の選任の有無		確認欄
・ 配置車両数に応じた必要な人員数の運行管理者が選任され、正しく届出されているか		<input type="checkbox"/>
◎運行管理者の配置人数: 保有車両数29両まで1人、以降30両毎に+1人の専任が必要。		
※添付書類: 運行管理者選任届出証(写)		
2. 整備管理者の選任の有無		
・ 整備管理者が選任され、正しく届出されているか		<input type="checkbox"/>
◎選任人数について定めはないが、原則選任が必要。		
※添付書類: 整備管理者選任届出証(写)		
3. 最低保有台数(原則5台)の確保		
・ 自社車両を5台以上有しているか		<input type="checkbox"/>
※添付書類: 車両台帳(写)		
4. 労働保険加入状況		
・ 労働基準監督署に適用事業所として正しく届出されているか		<input type="checkbox"/>
・ 保険料を適切に労働基準監督署に納付しているか		<input type="checkbox"/>
※添付書類: 労働保険概算・確定保険料申告書(写)、領収済通知書(写)		
5. 社会保険加入状況		
・ 健康保険について、年金事務所(協会けんぽ)又は健康保険組合(組合健保)に適用事業所として正しく届出されているか		<input type="checkbox"/>
・ 厚生年金保険について、年金事務所に適用事業者として正しく届出されているか		<input type="checkbox"/>
※添付書類: 健康保険・厚生年金保険新規届出書(写)		

【参考】相談窓口
<トラック運送適正取引相談窓口>

	担当部局	担当部課、運輸支局担当部署		電話番号
1	自動車局	貨物課		03-5253-8575
2	北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743
3		札幌運輸支局	輸送・監査部門	011-731-7167
4		函館運輸支局	輸送・監査部門	0138-49-8863
5		旭川運輸支局	輸送・監査部門	0166-51-5272
6		室蘭運輸支局	輸送・監査部門	0143-44-3012
7		釧路運輸支局	輸送・監査部門	0154-51-2514
8		帯広運輸支局	企画輸送・監査部門	0155-33-3286
9		北見運輸支局	企画輸送・監査部門	0157-24-7631
10		自動車交通部	貨物課	022-791-7531
11	東北運輸局	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)
12		福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)
13		岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイダンス番号:3)
14		青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502
15		山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)
16		秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイダンス番号:3)
17		自動車交通部	貨物課	045-211-7248
18	関東運輸局	東京運輸支局	輸送部門	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)
19		神奈川運輸支局	輸送部門	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)
20		埼玉運輸支局	輸送部門	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)
21		群馬運輸支局	企画輸送・監査部門	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)
22		千葉運輸支局	輸送部門	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)
23		茨城運輸支局	輸送部門	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)

24	関東運輸局	栃木運輸支局	企画輸送・監査部門	028-658-7011
25		山梨運輸支局	企画輸送・監査部門 (ガイダンス番号:1)	055-261-0880
26	北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154
27		新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124
28		長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642
29		石川運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:1)	076-208-6000
30		富山運輸支局	輸送・監査部門	076-45-0111
31	中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037
32		愛知運輸支局	輸送・監査部門	052-351-5312
33		静岡運輸支局	輸送・監査部門	054-261-1191
34		岐阜運輸支局	輸送・監査部門	058-279-3714
35		三重運輸支局	輸送・監査部門	059-234-8411
36		福井運輸支局	輸送・監査部門	0776-34-1602
37	近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
38		大阪運輸支局	輸送部門 (ガイダンス番号:1)	072-822-6733
39		京都運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:4)	075-681-9765
40		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門 (ガイダンス番号:4)	0743-59-2151
41		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
42		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
43	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門 (ガイダンス番号:5)	078-453-1104
44	中国運輸局	自動車交通部	貨物課	082-228-3438
45		広島運輸支局	輸送・監査部門	082-233-9167
46		鳥取運輸支局	輸送・監査部門	0857-22-4120
47		島根運輸支局	輸送・監査部門	0852-37-1311
48		岡山運輸支局	輸送・監査部門	086-286-8122
49		山口運輸支局	輸送・監査部門	083-922-5336
50	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
51		香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
52		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
53		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563

54	四国運輸局	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
55	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
56		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:1)
57		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)
58		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)
59		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
60		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
61		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
62		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
63	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
64		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140

<取引かけこみ寺>

- 中小企業の取引に関する様々な悩みへの相談対応のため、無料相談窓口を全都道府県に設置。弁護士の無料相談、講習会事業も行っている。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

(フリーダイヤル) 0120-418-618

お近くの「取引かけこみ寺」に直接つながります。

<取適法・その他関連政策について>

- 中小受託取引の公正化や中小受託事業者の利益保護に関する法律や中小企業政策全般についての質問窓口

中小企業庁	事業環境部	取引課	03-3501-1669(直通)
北海道経渉産業局	産業部	中小企業課	011-700-2251(直通)
東北経済産業局	産業部	中小企業課	022-217-0411(直通)
関東経済産業局	産業部	産業部 適正取引推進課	048-600-0325(直通)
中部経済産業局	産業部	中小企業課	052-951-2860(直通)
近畿経済産業局	産業部	中小企業課	06-6966-6037(直通)
中国経済産業局	産業部	中小企業課	082-224-5745(直通)
四国経済産業局	産業部	中小企業課	087-811-8564(直通)
九州経済産業局	産業部	中小企業課	092-482-5450(直通)
沖縄総合事務局	経済産業部	中小企業課	098-866-0035(直通)

●取適法・独占禁止法についての質問・相談窓口

公正取引委員会	取引部	企業取引課	03-3581-3375(直通)
北海道事務所	取適法担当		011-231-6300(代表)
東北事務所	取適法担当		022-225-8420(直通)
中部事務所	取適法担当		052-961-9424(直通)
近畿中国四国事務所	取適法担当		06-6941-2176(直通)
近畿中国四国事務所	中国支所	取適法担当	082-228-1520(直通)
近畿中国四国事務所	四国支所	取適法担当	087-811-1758(直通)
九州事務所	取適法担当		092-431-6032(直通)
沖縄総合事務局	総務部	公正取引室	098-866-0049(直通)